

## GX リーグ基本構想賛同に関する FAQ（2月16日時点）

2022年2月16日

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

Question	Answer	追加／更新日
<b>① GX リーグ基本構想賛同及び GX リーグ本格稼働までの活動に関する質問</b>		
1. 基本構想に賛同した場合、自動的に GX リーグに参画することになるのか。	GX リーグは 2023 年度以降に本格稼働することを目指して議論を進めるものであり、改めて本格稼働前に参画企業の募集をする予定です。（募集方法や要件は今後の検討事項となります。）	
2. 基本構想への賛同方法は。	<a href="#">GX リーグ基本構想</a> をご参照ください。賛同方法は変更の可能性がございますので同 Web ページにおいて最新の情報をご参照ください。	
3. 基本構想への賛同後に、企業の意思で賛同を取りやめることは可能か。	あくまで賛同行為であり、原則として、取りやめを想定しておりません。	
4. 基本構想への賛同後に、事務局の判断で賛同企業から除名されることはあるか。	基本的にございませぬ。 但し、暴力団排除条項*に該当する場合や GX リーグおよび基本構想の名誉を棄損する行為があったときは、事務局判断で賛同企業から除名致します。	
5. 基本構想へ賛同したものの、GX リーグ参画を見送ることは可能か。またその場合、ペナルティはあるか。	可能です。またペナルティはございません。	
6. 基本構想賛同の募集期間は。また今後、再度、基本構想賛同の募集を行う予定はあるか	2022年2月1日～3月31日の予定です。 募集期間終了後、基本構想への賛同企業数等の状況を踏まえて再度、基本構想賛同の募集を行う可能性はございます。	
7. 基本構想へ賛同するにあたり企業に対する要件はあるか。 (企業の規模や外国資本企業等)	日本国内で事業活動されている企業であれば基本的に御座いません。外国資本企業におかれても日本国内で事業活動を実施されておりましたら賛同可能です。但し、暴力団排除条項*に該当する場合を除きます。	
8. GX リーグ参画に関する要件は基本構想に記載されている通りか。	今後、GX リーグ基本構想をもとに検討を行ってまいります。	

9. 基本構想に記載されているGXリーグ参画に関する要件を満たしていないと賛同できないのか。	現時点でGXリーグ参画に関する要件を満たしていない場合でも賛同頂くことは可能です。	
10. 基本構想賛同企業数に上限はあるか。	ございません。	
11. 基本構想への賛同を自社のWebページ等でのプレスリリースなど対外的な公開をすることは可能か。	問題ございません。	
12. 基本構想へ賛同するインセンティブやメリットはあるか。	基本構想に沿ったGXリーグを実装するために、GXリーグの詳細設計に係る議論、実証事業への参加が可能となります。	
13. 基本構想へ賛同した場合、「基本構想に沿ったGXリーグを実装するために、GXリーグの詳細設計に係る議論、実証事業」に確実に参加できるか。	可能な限り、賛同頂いた企業の皆様のご要望に沿う形を目指しますが、より効果的な議論、実証事業とすべく、事務局にて議論の体制や実証事業の実施方法については検討いたします。	
14. 賛同企業申請フォーマットにおいて記載する代表者の役職に決まりはあるか。また押印や原本の提出は必要か。	役職に定めはございませんが、代表取締役など一般的に企業を代表される方として頂ければと思います。また押印・原本の提出ともに不要であり、メールでのフォームの送信のみで問題ございません。	
15. 外国資本企業であるが、賛同は本社名義かもしくは日本法人名義か。	いずれでも問題ございません。 本社名義とし、代表者を日本法人社長等にして頂くことも問題ございません。	
16. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出した情報はどこで公開されるか。	経済産業省のWebページやGXリーグ設立準備事務局が作成するWebページで公開予定のほか、経済産業省が使用する資料として各種活用させて頂く場合やGXリーグの広報活動等において活用させて頂くがございます。	
17. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出し、公開された情報を修正することは可能か。	賛同企業募集期間(2022年2月1日~3月31日)中は可能です。修正が必要となった場合、速やかに事務局にご連絡お願いいたします。	
18. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出した排出量削減目標が達成できなかった場合、ペナルティはあるか。	ございません。提出いただいた目標の数値については、今後の制度検討や事業広報の取組の中で使用させていただきます。	
19. 賛同期間が終了した後、各賛同企業による議論の内容や具体的な取組はどのように公表されるのか。	今後GXリーグのWebサイトで公表予定です。	2022年2月16日
20. 業界団体の賛同・参画は可能か。	業界団体の参画は不可とさせていただきます。GXリーグは各業界で野心的且つ自主的な取り組みを行っている”個社“としての参画を目指しています。業界団体に所属の各企業様にも賛同の呼びかけを頂けますとありがたく存じます。	2022年2月16日

21. 2022 年度に実施する実証事業の詳細は。また実証事業への参加に基本構想への賛同は必要か。	実証事業の内容・要件は今後、初期賛同企業とともに検討していきます。 また GX リーグに係る実証事業に参加頂くには基本構想へ賛同頂く必要があります。	2022 年 2 月 16 日
22. 基本構想に賛同するが、2022 年度に実施する実証事業に参加しないことは可能か。	可能です。	2022 年 2 月 16 日
23. 初期賛同企業とは何を指しているか。	2022 年 2 月 1 日～3 月 31 日に賛同頂いた企業です。	2022 年 2 月 16 日
24. 「初期に賛同頂いた企業とともに、議論を行いながら、必要に応じて修正を加えつつ、GX リーグの本格稼働に向けた準備を進めていく。」とのことだが、会合の回数や時間などの詳細は決まっているか。また会合への参加は必須か。	現時点(2022 年 2 月 10 日時点)は、会合の頻度・時間は決まっておりません。会合には賛同企業の中から有志の方に参加いただく想定であり、必須ではございません。	2022 年 2 月 16 日
25. 基本構想に賛同したが何をすればよいか。	今後の議論を行うための体制などを事務局で確定の上、GX リーグ設立準備事務局より連絡させていただきます。	2022 年 2 月 16 日
26. 「賛同」、「実証参加」、「参画」の違いは。	賛同：GX リーグ基本構想に賛同頂くことであり、賛同頂いたからといって実証参加や参画が必須になることもありません。 実証参加：2022 年度に実施する GX リーグに係る実証事業へ参画頂くことです。「賛同」頂いた企業の中から有志の方に参加いただく想定です。 参画：2023 年度以降に本格稼働する GX リーグに参画頂くことです。参画の判断は、GX リーグ稼働前に行って頂くこととなりますが時期は未定です。	2022 年 2 月 16 日
27. 賛同期間が終了した後、各賛同企業による議論の内容や具体的な取組はどのように公表されるのか。	今後 GX リーグの Web サイトで公表予定です。	2022 年 2 月 16 日
28. 事業規模が小さいスタートアップ企業だが賛同可能か。	業界・規模の大小・創業年に関わらず賛同頂けます。	2022 年 2 月 16 日
<b>② 基本構想で示す GX リーグの方向性に関する質問</b>		
29. GX リーグ参画時に定めるとされている排出削減目標は 1.5°Cシナリオとの整合性等、審査されるのか。	政府として各企業の削減目標の妥当性を審査することはございません。各企業が自主的に削減目標を設定頂くことを想定しています。	2022 年 2 月 16 日
30. GX リーグに賛同・参画しないと今後カーボンクレジットの取引に参加できなくなるのか。	GX リーグ内で構想している自主的な排出量取引については、GX リーグ参画企業が対象となります。一方、既存の外部クレジットは GX リーグ参加有無に関わらず利用可能です。	2022 年 2 月 16 日

31. 直接排出だけの目標を定めることで十分か。もしくは直接+間接の合算でも十分か。	各企業に自主的な目標を設定頂くため、間接排出も含め広く目標設定頂くことを想定しているものの、間接排出を含める、直接/間接を個別に設定する、あるいは直接排出との合算をするといった是非は特に定めていません。ただし、排出量取引は国内且つ直接排出を対象としているため、こちらは個別に目標設定を頂く必要があります。	2022年2月16日
32. GX リーグは期間を限定した活動か。	2022年度は検討期間と位置付けているものの、2023年度の本格稼働後は期間を限定していません。	2022年2月16日
33. 国内の直接排出は自主的な排出量取引を行うとのことだが、各企業の目標設定に基準は設けないのか。	各企業が自主的に設定する目標という意味においては、政府として基準を設けることはございません。一方、自主的な排出量取引に用いることができる超過削減分の創出という意味においては、一定の基準を設けることを想定しています。	2022年2月16日
34. GX リーグに参画した企業内にて行われる排出量取引は毎年行われるのか。	毎年の取引ではなく、2030年及びそれ以前の間地点での取引を想定しております。具体的な頻度などは今後の検討対象となります。	2022年2月16日
<b>③ その他質問</b>		
35. 説明会の資料は入手可能か。	今後、Web ページ上で公開予定ですが、基本構想に記載されている内容をスライドの形で表現したものであり、内容は同じものになります。	2022年2月16日

### 暴力団排除条項

- 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。